

令和6年中の「人権侵犯事件」の状況について

1 全国の状況

令和6年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）

～法務省の人権擁護機関の取組～

* 令和7年3月25日付け 法務省人権擁護局資料

法務省の人権擁護機関は、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号）に基づき、人権を侵害されたという方からの申告等を端緒に、その被害の救済及び予防に努めている。

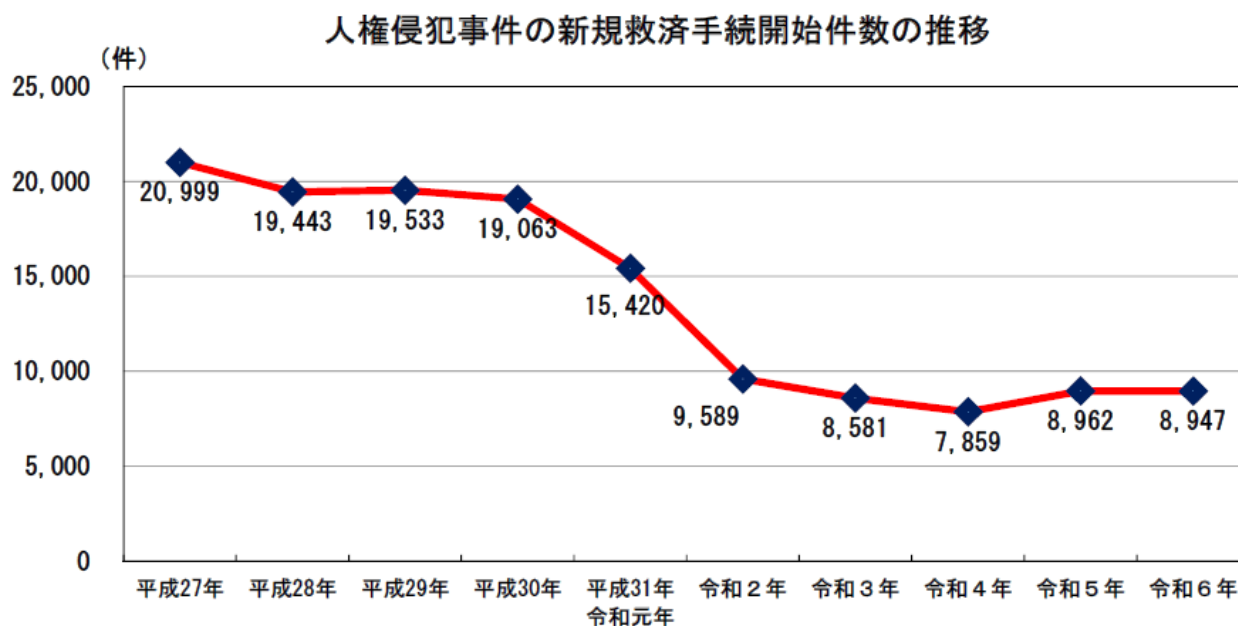
令和6年（暦年）における取組状況は、以下のとおりである。

【令和6年の主な特徴】

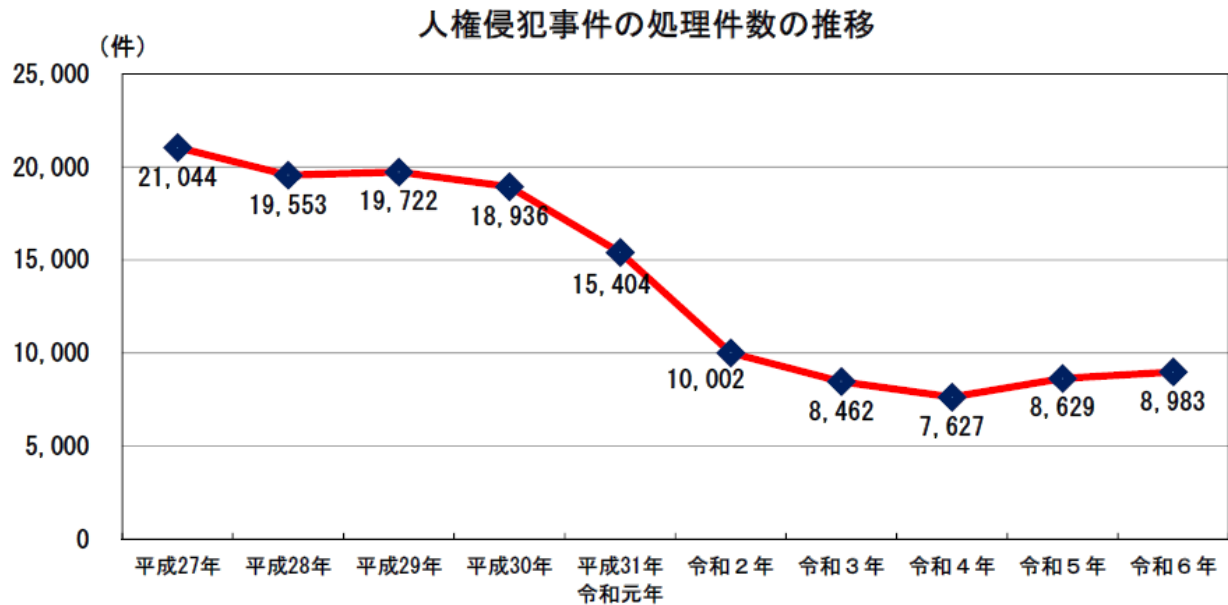
- ① 令和6年において、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、8,947件、処理した人権侵犯事件の数は、8,983件であった。
- ② 学校におけるいじめについて、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、1,202件であり、全体に占める割合は、13.4%であった。
- ③ インターネット上の人権侵害情報について、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、1,707件であり、高水準で推移している。

1 人権侵犯事件数の動向

(1) 新規救済手続開始件数



1 人権侵犯事件数の動向 (2) 処理件数



1 人権侵犯事件数の動向 (3) 新規救済手続開始件数の動向・分析

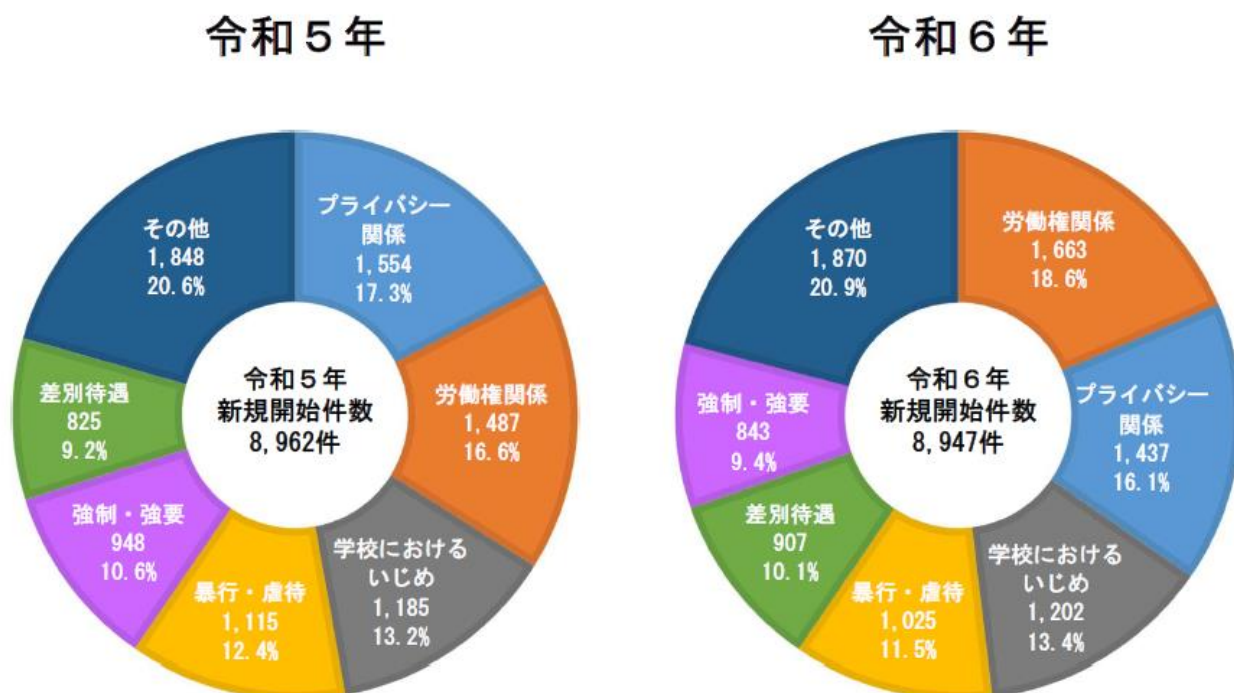
人権侵犯事件の新規救済手続開始件数は、前年と同水準であった。

令和2年以降、「プライバシー関係」の事案が最も多い状況が続いていたが、令和6年はパワーハラスメントなど「労働権関係」の事案が増加し、最多となった。

学校におけるいじめに関する人権侵犯事件数と、その新規救済手続開始件数全体に占める割合は、いずれも前年から増加した。

また、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件数が依然として高水準であることは、前年と同様に特徴的である。

2 人権侵犯事件の種類別構成比の比較（新規救済手続開始件数）



（参考） 人権相談件数及び主な類型

令和 6 年の人権相談件数 174,292 件

人権相談における件数上位の類型は次のとおり。

類型	相談件数	全体に占める割合
住居・生活の安全関係	16,339	9.4%
労働権関係	10,736	6.2%
プライバシー侵害	10,457	6.0%
強制・強要	7,785	4.5%
学校におけるいじめ	6,944	4.0%
暴行・虐待	6,502	3.7%

2 岐阜地方法務局管内（県内）の状況 *令和7年3月13日付け 岐阜地方法務局資料から抜粋

法務省の人権擁護機関である岐阜地方法務局が令和6年1月から令和6年12月までの間に取り扱った「人権侵犯事件」の状況は、次のとおりである。

(単位：件、()内は構成比・%)

件 名		令和6年		令和5年
救済手続き開始総数		226	(100.0)	224
	特別公務員・教育職員・刑務職員・その他の公務員による人権侵犯事件（学校におけるいじめを含む）	31	(13.7)	22
	私人間の人権侵犯事件	195	(86.3)	202
事件の傾向（内容）				
行政・教育機関等における人権侵犯				
	特別公務員による侵犯（警察官によるもの）	2	(6.5)	0
	教育職員による侵犯	9	(29.0)	6
	学校におけるいじめ	13	(41.9)	10
	その他（地方公務員によるもの）	7	(22.6)	6
私人間の人権侵犯事件				
	暴行虐待（夫の妻に対する暴行、児童虐待等）	22	(11.3)	22
	差別待遇	32	(16.4)	23
	プライバシーに関する侵犯 (うちインターネット等によるもの)	30 (24)	(15.4) (12.3)	34 (24)
	労働権に対する侵犯 (うちパワハラ)	57 (35)	(29.2) (17.9)	48 (34)
	住居・生活の安全に関する侵犯（騒音をめぐる近隣間の争い等）	18	(9.2)	33
	強制強要	25	(12.8)	36
	その他（私的制裁、村八分等）	11	(5.7)	6

【前年と比較して】

- ・ インターネット等に関する人権侵犯事件は同程度 24件（前年 24件）
- ・ 労働権に関する人権侵犯事件の増加 57件（前年 48件）
- ・ 住居・生活の安全に関する人権侵犯事件の減少 18件（前年 30件）